平成３０年度後期授業料免除について（大学院）

授業料免除を希望する者は，下記により手続きを行って下さい。
なお，書類不備がある場合は受け付けできません。
必要書類等は充分ご確認の上、提出してください。

（不明な点がある場合は、ご提出前に必ず医科学専攻教務学生係まで問合せください！）

記

1．出　願　資　格

経済的理由により授業料納付が困難で，かつ学業成績が優秀と認められる者。

2．申請書類の入手について（※窓口での書類配布は廃止されました。）

継続申請者・新規申請者ともに，神戸大学 HP にて提出様式・しおり等をダウンロードして下さい。

ダウンロード可能期間：平成３０年７月２５日（水）～

※マークシートは受付時に窓口でお渡しします。

(継続申請の方はマークシートはありません)

※受付時に返信用８２円切手を持参して下さい。

3．受付期間及び受付時間

平成３０年９月３日(月)・９月４日（火）（新入生は９月７日(金)）

１０：３０～１１：３０　１３：００～１５：００

受付場所：学務課医科学専攻教務学生係

★期限後は一切受け付けません。（やむを得ない事情で受付期間に提出できない場合，必ず受付期間前に教務学生係に申し出て下さい。）

4．免除結果通知（予定）　　１２月下旬～１月上旬頃郵送予定

5．その他の注意事項

●出願者は，選考結果が発表されるまで授業料を納付しないで下さい。

平成３０年７月２５日

医科学専攻教務学生係(大学院)

【前期分申請者の後期分の申請について】

平成30年度前期に授業料免除申請をした方で、後期分申請時に家族構成、就学状況、家計状況等に変化がなく、前期の状況が継続している場合は、「**後期分継続申請者用**」の申請書により申請することができます。
この場合、改めて一般の申請書，必要書類を提出する必要はありません。

〇前期申請時から、**住所**・**家族構成**・**就学状況**・**家計状況等**に変化があった方及び前期申請しなかった方

→ 新規申請してください。

〇前期申請時から、後期も**住所**・**家族構成**・**就学状況**・**家計状況等**に変化がない方

→ 継続申請してください。

（提出書類はA4用紙2枚綴りの継続申請書のみ）

申請書2枚目のチェック項目で継続申請の可否を判断してください。

※各項目について不明な点がある場合は、奨学支援グループに相談してください。

※下記のうち、前期申請時以降、**一つでも該当するものがあれば継続申請できません。**

❑世帯の構成・状況の変化

(具体例)

- 世帯人数・同居・別居の状態
- 障害者・長期療養者等の有無
- 家計支持者の単身赴任等の開始又は終了
- 就学者状況（入学、退学、卒業等）　など

❑収入の状況の変化

(具体例)

- 本人及び同一世帯員（就職、転職、退職、雇用形態等）の収入額の増減
- 年金、雇用保険、生活保護手当、児童福祉手当等の支給状況
- 臨時的所得（退職金、生命保険等）の発生
- 奨学金の受給開始又は終了（私費留学生，独立生計者のみ）　など

[注意]

●継続申請を行った場合、後期は前期分の書類を利用しますが、再度選考しますので、前期と同じ結果になるとは限りません。

●前期申請時と状況が変わっているにもかかわらず、継続申請したことが判明した場合、免除を取り消すことがあります。

●後期分の授業料を既に納付している場合、授業料免除の申請をすることはできません。